

八幡台小学校 いじめ防止対策基本方針

1. 八幡台小学校のいじめ防止に関する基本方針

学校は、児童が学び合い成長していく場である。ゆえに当然、心身共に安心・安全な場でなければなりません。

いじめの防止にあたっては、

- ・未然防止
- ・早期発見
- ・発見後の対処

の三点を、具体的な行動場面を想定して、迅速かつ組織的に対応していきます。

(法的根拠：「いじめ防止対策推進法」第13条)

2. いじめの定義

いじめについては、いじめ対策推進法に以下のように定義されています。

いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

また、具体的には、以下の8つの項目が示されています。

- ①冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ②仲間はずれや集団による無視をされる。
- ③軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ④ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ⑤金品をたかられる。
- ⑥金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑦嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑧パソコンや携帯電話、スマートフォン等で誹謗中傷や嫌なことをされる。

(文部科学省 児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査より)

八幡台小学校では、上記8項目はもちろん、その他のことにおいても、児童本人が「つらい。苦しい。」と感じていることについて、いじめの可能性を考えて対応していきます。

3. 学校いじめ対策組織について

八幡台小学校では、学校いじめ対策組織について以下のように定めます。

- | |
|---------------------------------------------------|
| ①名称＝生徒指導部会 |
| ②構成＝校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・養護教諭・該当児童担任
と該当児童在籍の学年主任 |
| ③目的＝いじめの未然防止・早期発見・発見後の対処を担当等の個人ではなく組織として対応するため。 |

4. いじめの未然防止

八幡台小学校では、いじめの未然防止のため、生徒指導の機能を重視した授業や学級経営を通して、具体的に取り組んでいます。

①生徒指導の機能を重視したよくわかる授業の実施

— 共感的人間関係を育成するために —

【教師の姿勢】

- ア 授業規律を身につけさせる
- イ 一人一人を受け入れてほめる
- ウ 教師自身が自己開示する
- エ 顔を見ながら授業する
- オ 学習環境を整備する

【学習のルール】

- ア 発表者を見て、話をしっかり聞く
- イ 自分と異なる意見でも認める
- ウ 間違っただけでも笑わない
- エ 友達のよさを見つけ、認める
- オ 相手の立場や気持ちを考える

— 自己存在感を持たせるために —

【児童への配慮】

- ア 名前と呼ぶ
- イ どんな発言でも取り上げる
- ウ 励まし、勇気づけ、ほめる
- エ つぶやきを取り上げる
- オ 発言の機会を増やす

【場の設定】

- ア 一人学びの場の設定
- イ ペア学習の場の設定
- ウ グループ学習の場の設定
- エ 話し合いの場の設定

— 自己決定の場を与えるために —

【課題設定】

- ア 多様な考えや対立意見を生むような
発問の工夫
- イ 興味・関心を持ち、主体的に学ぼう
とするような教材提示の工夫
- ウ 児童が自ら課題を設定する

【課題迫及・課題解決】

- ア 一人学びやグループ学習等の学習形態
の工夫
- イ 多様な教材、教具、資料を準備
- ウ 自分の考えを発表する場の設定
- エ 評価方法の工夫をして学習を振り返る

②授業改善

ア 互いの授業を参観し合います

- ・授業研究会，若手教員研修授業

イ 道徳教育の充実（正課時の道徳授業を充実させると共に，全教育活動を通じての実践的人間教育を推進します）

③交流を重視した学校行事

- ・ようこそ1年生集会・6年生ありがとう集会・ひばり発表会・運動会・児童集会等

④家庭・地域への周知

- ・日頃から家庭への連携を密にします。

5. いじめの早期発見

①日常的な児童観察と児童についての情報交換

※日常的に児童間の活動の様子や遅刻などの様子，生徒指導上の諸問題を安易に考えず，週一回の学年会での話題にし，生徒指導主任や管理職に相談，報告をするようにしています。

②月に一回の「心のチェックカード」実施。年間2回の教育相談週間実施

※いじめに対する意識を高める目的で答えます。

※教育相談の時の資料として，役立てます。

③各学期ごとの反省カード

※自己を振り返らせる時間を作ります。

④学期1回の生徒指導会議や随意の生徒指導部会

※充実した会議になるように学校内で起こったことをまとめ，情報交換するだけでなく，対策や教師間の指導すべき共通理解を図る場にします。

6. いじめの相談，通報について

「いじめについて相談することや通報することは適切な行為であり，決して卑怯な行為ではない。いじめを受けて苦しんでいる児童を救うだけでなく，いじめを行っている児童をも救う行為である。」ということを学校教育全体を通して児童に伝えていきます。

1 児童の相談窓口＝学級担任およびすべての教職員

2 保護者の方からの相談窓口＝八幡台いじめ防止対策推進委員会

○連絡先＝八幡台小学校 0438-36-6696

※児童の相談窓口同様，すべての職員で対応する。

3 その他（学校外の相談先）

（1）24時間子供SOSダイヤル＝0570-0-78310

子どもたちが全国どこからでも，夜間，休日を含めて，いつでもいじめ等の悩みをより簡単に相談することができるように全国統一の電話番号を設定。このダイヤルに電話すれば，原則として電話をかけた所在地の教育委員会の相談機関に接続される。（24時間，365日受付 通話料無料）

（2）木更津市教育委員会学校教育課＝0438-23-5264

7. いじめを認知した場合の対応

いじめを認知した場合、「被害児童の安全を最優先に考える」「早期対応，早期解決」の2つを柱として，以下のように対応します。

- ①生徒指導主任を中心に，被害児童への聞き取りを行う職員，場所，時間等を検討，決定
 - ・被害児童が安心して話せるよう，また話したことで被害児童が追いつめられることがないように，被害児童の保護を最優先に検討します。
- ②被害児童からの聞き取り調査
 - ・被害児童の安全を約束したうえで，聞き取りを行います。
 - ・被害児童が何に苦しんでいるのかを児童の立場に立って聞き取ります。
 - ・被害児童が望んでいること，望んでいないことを確認します。
 - ・今後の対応について本人及び保護者に連絡することを確認します。
- ③対策会議において聞き取り内容を検討し，対応策の方針を決定（被害児童からの聞き取り内容を整理し，加害児童，周辺児童への聞き取り調査を行う職員，場所，時間等を検討）
 - ・被害児童の安全に細心の注意を払い，被害児童の望みも考慮したうえで方針を立てます。
- ④被害児童からの聞き取り内容と現時点での方針を保護者に連絡
 - ・保護者及び被害児童の意向を確認したうえで，原則として家庭訪問を行い，現時点での本人からの聞き取り内容，学校の方針を説明します。
 - ・保護者及び被害児童の意向に十分配慮しながら，今後の方針についての確認をします。
- ⑤対策会議において保護者及び被害児童の意向を再確認のうえ，対応策を決定
- ⑥加害児童，周辺児童への聞き取り，被害児童の見守りを行う職員，場所，時間等を検討，決定
 - ・聞き取りによって，被害児童が加害児童や周辺児童から不当な圧力を受けることがないように慎重に方法を決定し，被害児童の見守りを継続的に行います。
 - ・聞き取りについては複数の職員で対応し，記録を保存します。
- ⑦保護者および被害児童への連絡
 - ・対応の状況，被害児童の学校での様子等を定期的に連絡するとともに家庭での児童の様子を聞き取り，安全，安心の確保がなされているかを確認します。

8. 加害児童及び周辺児童への指導と被害児童への配慮

加害児童および周辺児童への指導についても、被害児童の安全、安心を最優先に考えたうえで継続的な指導を行います。

(1) 加害児童への指導

- ・加害児童一人一人と継続的に個人面談を行います。対策会議によって決定された数の職員によって、被害児童の立場に立って考えることができるようになることを指導の中心として対応します。
- ・いじめ防止対策推進法第二十五条及び二十六条を根拠とし、被害児童の安全を最優先するための措置をとる場合があります。

※校長及び教員は、当該学校に在籍する児童等がいじめを行っている場合であって教育上必要があると認めるときは、学校教育法第十一条の規定に基づき、適切に、当該児童等に対して懲戒を加えるものとする。

※市町村の教育委員会は、いじめを行った児童等の保護者に対して学校教育法第三十五条第一項（同法第四十九条において準用する場合を含む。）の規定に基づき当該児童等の出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を速やかに講ずるものとする。

(第二十六条)

(2) 周辺児童への指導

- ・周辺児童をグループに分けたうえで、面談指導を行います。加害児童への指導と同様に被害児童への配慮を指導の中心とします。

(3) 被害児童への見守り体制の強化

- ・加害児童及び周辺児童への指導直後は、被害児童の緊張が高まることが予想されるため、登下校や休み時間、清掃時間等の見守りを強化し、いつでも助けを求めることができることを本人に伝えます。

(4) 被害児童が安心して学習できる場所の提供と心のケア

- ・被害児童の精神的負担が大きく、学級での学習が難しい場合には、安心して学習できる場所を設定し学習権を保証します。また、必要に応じてスクールカウンセラーによるカウンセリングを要請します。

(5) 加害児童及び周辺児童の保護者に対する連絡および協力依頼

- ・保護者に指導内容を連絡するとともに児童の心のケアと成長を促すための助言を行い、学校と協力体制をとるよう依頼します。

9. 重大事態の定義

いじめにおける「重大事態」とは、いじめ防止対策推進法において、以下のように定められている。

学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、重大事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- (1) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき。
- (2) いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき。

学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行った時は、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

10. 重大事態への対応

万が一、重大事態が発生した場合には、原則として以下の手順により対応します。

- (1) 対策会議（外部専門機関も含む）を招集し情報の収集と事実の確認
 - 最初に事実を確認した者（連絡を受けた者）は教頭に連絡。
 - 教頭は校長に連絡すると同時に対策会議を招集。
 - 校長は市教育委員会に報告し、支援チームを要請。
 - 市教育委員会から教育長へ報告。教育長から市長へと報告。
 - 状況によって校長もしくは木更津市教育委員会から木更津警察署へ連絡。
 - ・緊急時には、対策会議の速やかな召集のため臨機応変に対応します。
- (2) 学校の設置者（木更津市）による調査主体の決定
 - いじめ防止対策推進法第二十八条を根拠とし、「学校が調査主体」となって調査を進めるか、「学校の設置者が調査の主体」となって調査を進めるかを決定。
 - ・以下のような状況の場合には、「学校の設置者」が調査主体となります。
 - ①従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと設置者が判断する場合
 - ②学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合
- (3) 決定された調査主体による事実関係を明確にするための調査の実施
 - ・この調査は、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校、教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にするために行います。因果関係の早急な特定ではなく、客観的な事実関係を速やかに調査することを目的とします。同時に、民事、刑事上の責任追及やその他の訴訟等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく、学校とその設置者が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の派生防止を図ることが目的となります。

- ・この調査の中で行われた「聞き取り調査」及び「アンケート調査」は、被害を受けた児童やその保護者に提供する場合があります。その旨を説明したうえで実施します。
- (4) いじめを受けた児童及びその保護者に対する情報提供
 - ・調査により明らかになった事実関係について、経過報告を含め、情報を適切に提供します。
 - ・提供される情報については、関係者の個人情報が多分に含まれる可能性が高いため被害児童及び保護者の理解を得たうえで、情報提供者の安全に配慮し、慎重に進めていきます。
- (5) 調査結果の報告
 - 学校が調査主体となった場合は、市教育委員会に結果を報告。
 - 学校の設置者が調査主体となった場合は、市長に結果を報告。
 - ・被害児童及びその保護者が希望する場合には、被害児童及びその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添えて報告します。
- (6) 調査結果を踏まえた必要な措置
 - 上記「8 加害児童及び周辺児童への指導と被害児童への配慮について」における対応を実施
 - 状況に応じ関係諸機関に支援職員を要請し、重点的な支援の実施
 - ◇木更津市教育委員会及びまなび支援センターに支援職員の派遣を要請。
 - ◇千葉県教育庁南房総教育事務所に生徒指導専任指導主事の派遣を要請。
 - ◇千葉県教育庁南房総教育事務所にスーパーバイザーの派遣を要請。
 - ◇千葉県警察本部少年課少年センターにスクールサポーターの派遣を要請。

1 1. 公表，点検，評価，改訂について

〈公表〉

○いじめ防止対策基本方針を学校ホームページにて公開します。

〈点検，評価〉

○年度ごとに、学校のいじめに対する取り組みを評価し、必要に応じていじめ防止対策基本方針の見直しを検討します。

- ・児童，保護者（PTA役員），所属職員等に意見を聞き，改善が必要な部分を確認します。
- ・学校評議員会議にて評議員による点検，評価をお願いします。

〈改訂〉

○以下の場合にいじめ防止対策基本方針の改訂を行います。

- (1) 学校長により改訂の必要が認められた場合
- (2) 上記〈点検・評価〉において，必要が認められた場合
- (3) 文部科学省によって「いじめ防止対策推進法」及び「いじめ防止対策推進法に関係する方針等」の改訂があった場合
- (4) 千葉県において「いじめ防止対策基本方針」が策定及び改訂された場合
- (5) 木更津市において「いじめ防止対策基本方針」が改訂された場合